

教えて！市政改革

「市政改革プラン2.0（区政編）」



平成30年1月
大阪市



市政改革プラン2.0（区政編）がめざすものとは…？

これまでの「市政改革」によって作り上げてきた区政運営の仕組み
（多様な活動主体が参画する地域活動協議会や、可能な限り地域に
身近な区役所（区長）に権限を与えた区行政運営など）
の充実と質を高めていくことで…



ニア・イズ・ベターの《さらなる》徹底

コミュニティ豊かで住民主体の
自律的な地域運営が行われる
地域社会の実現

区長の権限・責任のもとで
区行政の運営が行われる
システムのさらなる充実

※ニア・イズ・ベターとは…住民に近いところで行われる決定ほど望ましい、
という地方分権の基本的な考え方のことをいいます。

をめざします。



市政改革プラン2.0（区政編）の主な取組



ここからは、「市政改革プラン2.0（区政編）」として、大阪市が現在取り組んでいる改革のメニューについて、地域活動の活性化をめざした取組や、区民参画の促進、区民サービスの向上をめざした取組を中心にご紹介します。



改革の柱 1 地域社会における住民自治の拡充

Ⅲ 多様な協働(マルチパートナーシップ)の推進

地域活動協議会をはじめ、市民、NPO、企業などの様々な活動主体が互いに協働し、また、これらの主体と行政とが協働するマルチパートナーシップを推進します。

Ⅱ 地域課題解決に向けた活動の活性化

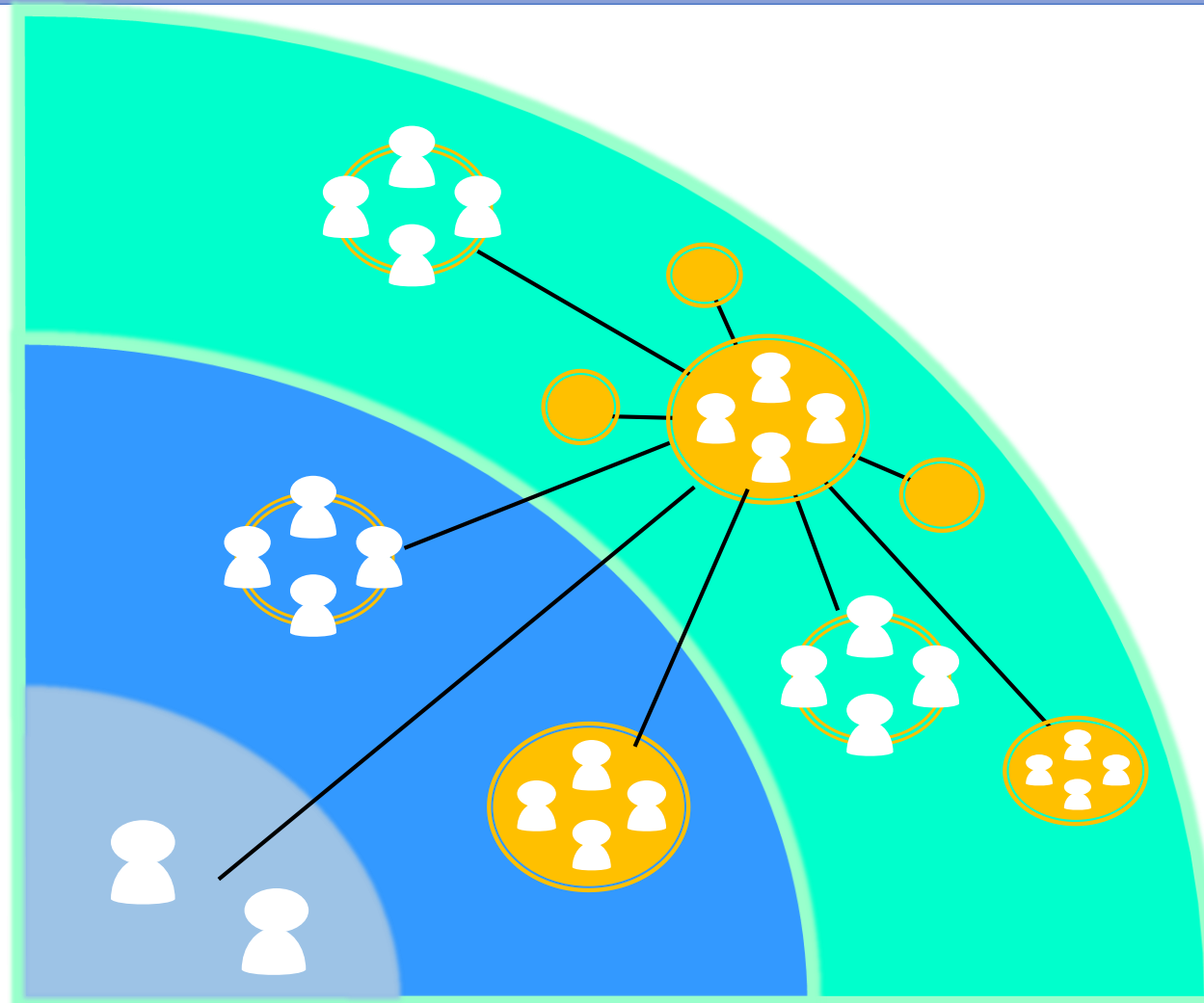
身近な地域課題をより多くの住民間で共有し、その解決に向けた活動が活発に行われるよう身近な単位の活動への支援も含め、地域課題の解決に向けた活動の活性化を促進します。

Ⅰ 地域コミュニティの活性化

これまで培われてきた人と人との「つながり」や「きずな」を礎にしながら、若い世代やマンション住民など、より幅広い人と人とのつながりづくりを支援し、身近な地域の中で生活課題などの解決に取り組む、地域コミュニティの活性化を促進します。

Ⅳ 多様な市民活動への支援メニューの充実

I～Ⅲの取組が促進されるよう、市民活動団体を支援する区役所やまちづくりセンター等の職員が、地域資源情報や支援メニューなどを活用し、市民活動団体のニーズに応じた支援情報を提供できるように、市民活動に役立つ情報を一元的に管理するとともに、内容の充実を継続的に進めます。



I 地域コミュニティの活性化

ア 人と人とのつながりづくり

人と人とのつながりづくりのための取組への支援を行います。

- ①防災訓練などの場で「人と人とのつながりの大切さ」を啓発
- ②事例の共有や取組の情報を発信
- ③自治会・町内会などや、マンション内でのつながりづくりのための活動への支援



II 地域課題解決に向けた活動の活性化

ア 地域に根ざした活動の活性化（地縁型団体）

地域でのさまざまな活動に応じた支援を行い、地域のみなさんの負担感の解消を進め、活動の活性化をめざします。

- ①自治会・町内会単位の活動への支援
- ②担い手不足の解消
- ③負担感の解消
- ④活動の充実



※地縁型団体とは・・・
特定のエリアを単位として、そこにお住まいの個人や世帯により構成された団体のことをいいます。

II 地域課題解決に向けた活動の活性化

イ 地域を限定しない活動の活性化 (テーマ型団体)

活動を支援するメニューの情報を適切に提供し、活動の活性化の支援を充実させます。

- ①各区におけるテーマ型団体への支援窓口の設置
- ②ICT利活用による市民協働のきっかけづくり



※テーマ型団体とは・・・
お住まいのエリアに関わらず、様々な個人や団体などにより構成された団体のことをいいます。

III 多様な協働（マルチパートナーシップ）の推進

ア 地域活動協議会への支援 ①活動の活性化に向けた支援 ②総意形成機能の充実

地域活動協議会を地域住民に知っていただき、活動が活性化するための支援を行うとともに、総意形成機能の充実を図ります。

- ①- 1 地域実情に応じたきめ細かな支援
- ①- 2 地域活動協議会の認知度向上に向けた支援
- ①- 3 地域活動協議会に期待する準行政的機能の趣旨についての理解度向上
- ②- 1 地域活動協議会の認知度向上に向けた支援（①-2の再掲）
- ②- 2 地域活動協議会に期待する総意形成機能の趣旨についての理解度向上
- ②- 3 総意形成機能を発揮するために備えておくべき要件の確認など



※準行政的機能とは・・・
校区等地域内で、他の市民活動団体が行っていない地域活動をカバー（補完）しながら、まちづくりを進めていく機能のことをいいます。

※総意形成機能とは・・・
校区等地域の将来像や、住民の様々な意見の調整・取りまとめを行う機能のことをいいます。

Ⅲ 多様な協働（マルチパートナーシップ）の推進

イ 多様な主体のネットワーク拡充への支援

市民活動団体や企業、行政など多様な活動主体の連携がより進むよう、それぞれの活動の情報を一元的に管理し、区や地域の実情に応じた支援を行います。

- ① 様々な活動主体の情報収集
- ② 企業等とのネットワークの積極的な活用
- ③ 交流やコーディネート場の場づくりなど
- ④ 地縁型団体への情報提供など



Ⅳ 多様な市民活動への支援メニューの充実

ア 市民活動に役立つ情報の収集・提供



市民活動団体が求める情報を適切に案内するため、「市民活動総合ポータルサイト」を充実させ、積極的な活用を働きかけます。

- ① 市民活動支援メニューの充実
- ② 「市民活動総合ポータルサイト」の活用促進による情報提供の充実

IV 多様な市民活動への支援メニューの充実

イ 地域の実態に応じたきめ細かな支援

まちづくりセンター等や地域公共人材が適切に活用されるよう、活用方策をわかりやすく取りまとめ、活用を促進します。

①まちづくりセンター等による支援
についての評価基準の設定と
支援内容の見直し

②派遣型地域公共人材の活用
方策の明確化、活用促進と活用
事例の共有

※まちづくりセンターとは・・・市民による自発的な地域運営の仕組みづくりを積極的に支援することを目的として、各区に設置されている機能や体制のことをいいます。

※地域公共人材とは・・・市民活動団体などが活動を進める際に、話し合いのファシリテーターとなったり、地域資源（ヒト・モノ・カネ・情報）と団体をつなぐコーディネーターとして支援するスキルを持った人材のことをいいます。



ウ 市民活動の持続的な実施に向けたCB/SB化、社会的ビジネス化の支援

持続的な活動のための財源確保の手法として、CB/SB化、社会的ビジネス化を的確に支援します。

①CB/SB化、社会的ビジネス化支援チームの結成

※CB/SBとは・・・Community BusinessとSocial Businessの略語で、地域資源（ヒト・モノ・カネ・情報）を活かして、地域や社会が抱える様々な課題を地域の住民が主体となってビジネスの手法で課題解決に取り組むもので、地域の活性化や雇用の創出に寄与する地域貢献型のビジネスのことをいいます。

※社会的ビジネスとは・・・行政が実施責任を負うべき事務事業について、担い手の最適化の観点からCB/SBとして実施されるものを、社会的ビジネスとしています。



区長のリーダーシップ

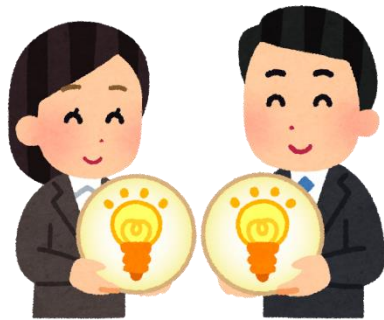
I 区長の権限の明確化

区シティ・マネージャー（CM）制度の趣旨に即した運用を徹底するため、職員の意識啓発に取り組みます。また、地域に身近な区が保護者や地域住民の意見やニーズを把握しながら、学校や地域における教育を活性化させることをめざした分権型教育行政を推進するため、区担当教育次長の権限の明確化に取り組みます。



II 区間連携の促進

より地域の実情や特性に合わせた事業を実施するため、全市一律的な実施になっている区CM事業について複数区単位での事業実施を行っていくとともに、大阪市全体の市民サービス向上に向け、区独自で実施している事業で効果の高いものについて、全区的な展開を図るため、区間連携を促進します。



III 区民が区政運営に参加・参画する仕組みのさらなる充実

区政運営における区民の参加・参画をより一層推進するため、区政会議で出た意見の反映状況を明らかにするなど会議の運営をさらに工夫するとともに、区政運営についての評価を明確にするよう取り組みます。



IV 区民サービスの向上と効率的な区行政の運営

区民の抱える様々な課題に対応する区役所の総合行政の窓口としての機能の充実や、来庁者などのニーズを踏まえ、窓口サービス、区政情報の発信機能のより一層の向上に取り組みます。



Ⅲ 区民が区政運営に参加・参画する仕組みのさらなる充実

ア 区における住民主体の自治の実現

イ 多様な区民の意見やニーズの的確な把握

区政会議のより効果的な会議運営に向けたPDCAを実施します。

- ① 区政会議の運営についての効果的なPDCAの実施
- ② 区政会議と地域活動協議会との連携



※PDCAとは…施策・事業に必要な要素である企画（Plan）、運営（Do）、評価（Check）、改善（Action）を一貫した流れのものとしてとらえ、それらを循環させることで、以降の施策・事業の改善に結びつける手法のことをいいます。



区民の意見やニーズの把握手法について、これまでの取組や他都市の事例を参考に様々な工夫を凝らしていきます。

- ① 意見やニーズの把握手法の多角化

IV 区民サービスの向上と効率的な区行政の運営

ア さらなる区民サービスの向上



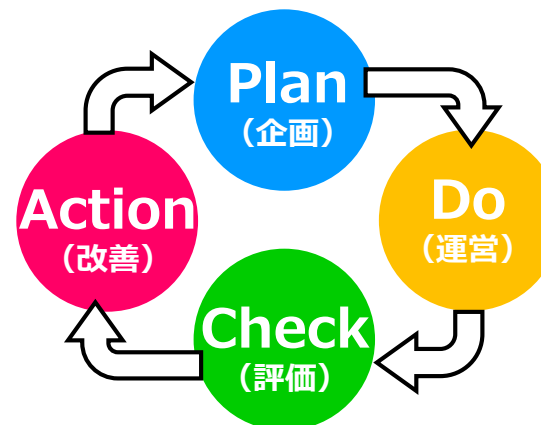
区民の抱える様々な課題に対応する区役所の総合行政の窓口としての機能を充実するとともに、窓口サービス、区政情報の発信機能のより一層の向上を図っていきます。

- ① 区民に身近な総合行政の窓口としての機能の充実
- ② 庁舎案内や窓口サービスにおけるサービス向上
- ③ 区政情報の発信

イ 効率的な区行政の運営の推進

不適切な事務処理の発生を防ぎ、24区における事務レベルの底上げを図るため、区役所事務について、計画的に標準化・B P Rに取り組みます。

- ① 区役所事務についての標準化・B P Rの計画的推進
- ② 各区による自主的・自律的なP D C Aサイクル徹底の促進



※標準化とは…作業要領書などの整備を徹底し、作業効率を向上させるとともに、担当者間ムラ及び変化点（引継ぎや制度改正など）リスクの低減を図ることをいいます。

※BPR (Business Process Re-engineering) とは…現状の業務プロセス、組織・機構、諸規定・制度を見直し、ゼロベースで業務手順を刷新するものをいいます。

よりよい区政をめざして ニア・イズ・ベターのさらなる徹底のための改革

「市政改革プラン2.0(区政編)」の取組期間は平成29年度から31年度までの3年間です。

改革の推進にあたっては、原則として取組項目ごとの数値目標を設定し、毎年度、目標の達成状況を客観的に評価しながら、着実に取組を進めていきます。

平成28年度に策定した「市政改革プラン2.0」の取組期間と同様、大阪市としてスピード感を持って取り組むことで、平成24年度の「市政改革プラン」によって進めてきた「ニア・イズ・ベター」のさらなる徹底を図り、よりよい区政をめざします。

市政改革プラン2.0（区政編）の詳しい内容は
[大阪市ホームページ](#)をご覧ください！

市政改革プラン2.0

検索

■ 市政改革全般について
市政改革室PDCA担当 TEL 06-6208-9885

■ 市政改革プラン2.0（区政編）の内容について
区長会議事務局 市民局区政支援室区行政制度担当
TEL 06-6208-7321

